## 山口市在宅支援ネットワークシステム整備補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、山口市在宅支援ネットワークシステム(以下「システム」という。) の構築のため、システムを整備し導入した在宅介護支援センター及び居宅介護支援事業者(以下「システム導入事業者」という。」に対する補助金で、当該システム導入事業者がそのシステム整備に要した経費について、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「システム導入事業者」とは、市内に事業所の所在地を置く 次に掲げる事業者をいう。
  - (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)にいう老人介護支援センターを設置運営し、山口市地域包括支援センターの業務の一部を市長から受託している事業者
  - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) にいう指定居宅介護 支援事業者のうち、法第115条の23第3項に基づき指定介護予防支援業務の一部を山口市から委託する予定の事業者で市長が認めた事業者
- 2 この要綱において、「システム」とは、次に掲げる設備等をいう。ただし、その整備 数量は1台分とする。
  - (1) パソコンハードウエア (ノート型またはデスクトップ型)
  - (2)システム運営上必要なソフトウエア
  - (3) 通信回線敷設に係る工事費 (ルーターを含む)
  - (4)システム設定に係る作業費

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、前条第2項に掲げるシステム整備に要した経費の額の2分の1 に相当する額の範囲内で、250千円を上限額として、当該システム導入事業者に対 し補助する。
- 2 前項の規定による補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとするシステム導入事業者は、補助金交付申請書(1 号様式)によらなければならない。
- 2 システム導入事業者は、同条第1項の規定により提出する当該申請書に次に掲げる 書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1)システム導入事業者が当該システム整備に要した経費に関する証拠書類の写し

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 同条の申請書は、市長が定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

- 第5条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を当該システム導入事業者に通知する。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると 認めるときは、条件を付すことができる。

(補助金の交付)

- 第6条 前条第1項の規定による通知を受けたシステム導入事業者が、補助金の交付を 請求するときは当該年度末までに別に定める請求書を市長へ提出しなければならな い。
- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合において、その内容を審査し 適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、当該システム事業者に対し、補助 金を交付する。

(補助金の交付の決定の取消し)

- 第7条 補助金の交付を受けたシステム導入事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。
  - (1) この要綱に違反したとき
  - (2) 当該補助金の交付に関して付された条件に違反したとき
- 2 市長は前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、当該システム導入事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。